

SOLAS 条約関連証書の改正に関する事項

改正規則

国際条約による証書に関する規則

改正事項

SOLAS 条約関連証書の改正に関する事項

改正理由

IMO 第 94 回海上安全委員会 (MSC94) において、貨物船の安全のための設備の記録 (様式 C 及び様式 E) の様式の一部改正が決議 MSC.380(94)として採択された。

当該決議の採択を受け、「海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令」の一部改正が行われ、「貨物船安全設備証書」、「貨物船の安全のための設備の記録 (様式 E)」、「貨物船安全証書」、「貨物船の安全のための設備の記録 (様式 C)」の様式が変更となった。

今般、上記改正に基づき、関連規定を改める。

改正内容

貨物船安全設備証書、貨物船の安全のための設備の記録 (様式 E)、貨物船安全証書、貨物船の安全のための設備の記録 (様式 C) の様式を改めた。